

兵ト発第 75号

公告第 574号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の理事および理事長選挙執行規程の第6条として「立候補の届出等」（第1項から第4項）を加え、以下の条文の条番号を第7条以降に繰り下げる。

また併せて、第7条（投票）の第2項を「選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人（理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者）5名（ただし、理事候補者が選挙すべき理事の定数を満たさない場合は、満たさない人数）又は1名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。」に変更する。

上記のとおり変更し令和3年2月24日付で近畿厚生局に届け出たので公告する。

令和3年3月10日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理事長 瀧川高章